



# 消費生活センターだより

■編集・発行 稲城市・稲城市消費生活センター運営協議会 ■問い合わせ 稲城市市民協働課 TEL378-2111(内線272)

## 開催報告!

### 稲城くらしフェスタ2017

稲城市立iプラザ周辺(若葉台)で11月3日(金・祝)に開催しました。当日はお天気にも恵まれ、たくさんの方にご来場いただきました。

会場では消費生活センターによるクイズ出題や、消費者団体による消費生活の知恵に関する展示などが行われ、稲城なしのすけ、悪質商法撲滅キャンペーンキャラクターのカモかも、サギだもんが来場し、悪質商法被害、架空請求被害の撲滅のための啓発



を行いました。

また、消費生活センター運営協議会では、来場者の方々にアンケートを行い、「はい」か「いいえ」で回答していただきました。質問のうちの一つ「これまでに購入した商品・サービスで被害を受けたことがありますか？」に対して「はい」と答えた方は1割強にとど

まりましたが、稲城市内へ悪質業者が訪れているとの情報が、稲城市消費生活センターへ寄せられておりますことから、不審な業者が訪ねてきた等、心配に思われることがありましたら、稲城市消費生活センターへご連絡ください。

### あなたもチャレンジ! 消費者クイズ!!

Q. ダイエットに良さそうなサプリメント(健康食品)の通信販売の広告を見つけました。1瓶1か月分の定価 6,800 円が、今注文すると限定お試し価格 500 円だということで、すぐに注文しました。

商品が届き、代金 500 円を支払い、何日間か飲みましたが、効果を感じられず、途中で飲むのをやめました。ところが、注文した覚えもないのに、翌月も翌々月も、同じ商品と 6,800 円の振込用紙が届きました。

苦情を言うと、「4回は続けてご購入いただく定期購入コースをご注文いただいております。広告にも規約にもはっきり書いてあります。今は解約できません。4回目の代金お支払い後、5回目の商品発送 10 日前までにご連絡いただければ解約できます」と断られてしまいました。さて、次の3つのうち、正しいのはどれでしょうか?



- ①頼んでいない物を送って請求しているのだから、支払わなくて良い。
- ②クーリング・オフのはがきを出して解約する。
- ③規約どおり4回分買わないといけな

### 答え・・・③

〈解説〉 通信販売は、消費者もきちんと広告や規約、取引条件を確認して、自分から申し

込む取引形態です。その為、定期購入が条件の場合、条件の表示が明らかにわかりにくい場合以外は、「定期購入」の契約条件を守らねばなりません。

従って、一度契約したのに無視して支払わないのは、契約不履行になりトラブルになります。また、通信販売にクーリング・オフ制度はありません。

明らかに表示がわかりにくい場合などは、交渉ができる場合もありますので、消費生活センターに相談しましょう。

**開催報告！消費者講座**

**親子で学ぶ！農地探検**

地産地消の推進を目的に、11月26日(日)に開催しました。

当日は天気にも恵まれ、野菜収穫の前には、東京都の天然記念物である、高勝寺のカヤの木の見学を行いました。その後、いよいよ参加者が楽しみに



していた地場野菜の収穫。坂浜地区の農園で農業委員の方や農協職員に野菜

についての説明を受けながら、親子で白菜、長ネギ、大根、里芋の収穫を行いました。

地産地消は、新鮮な食材が手に入る、輸送に伴うCO2の排出が少なくなる、生産者の顔が見え安心などのメリットがあります。

ぜひ地産地消を推進しましょう。

**カニの勧誘電話にご用心！**

自分の留守中に自宅へ海産物販売業者から電話があり、妻が出た。業者は自分の住所と名前を知っており、「以前カタログギフトで海産物を注文した人へ連絡している。ズワイガニを6日後に代引きで送る」と言われ、妻は事情がわからず承知したという。



帰宅後に妻から話を聞き、電話の着信履歴に残っていた消費者庁イラスト集よりの番号へ電話し、「注文を取り消したい」と伝えたところ了承された。キャンセルできたか不安だ。(60歳代 男性)

**<アドバイス>**



☆カニなどの海産物の勧誘電話を受け、強引に契約をさせられた、断ったのに商品が届いた、キャンセルしたいのに業者と連絡が取れない、家族が注文したと思い返事をしてしまった、などの相談が各地の消費生活センターに多数寄せられています。

☆家族が注文したか不明な場合は、即答せずに本人に確認してから返事をするなど、冷静に対応することが大切です。

☆電話での勧誘を受けて契約した場合は、8日以内ならばクーリング・オフができます。

☆業者と連絡が取れないなど、不安なとき、困ったときは、早めに消費生活センター等にご相談ください。

(国民生活センターHPより)

クーリング・オフなど契約に関する相談は・・・

**稲城市消費生活センター**

電話 **042-378-3738**

月～金曜日(年末年始・祝日除く)

午前 9時30分～正午、

午後 1時～3時30分



ご相談の際は①相談内容をまとめたもの、②契約書、保証書など、相談に関する資料などを準備いただくとスムーズです。

